

軍艦島クルーズ シーマン商会では、 日々安心・安全な運航に努めております。

軍艦島クルーズにご参加のお客様に、ご満足いただけるよう「きめ細やかなおもてなし」をモットーに、船長・スタッフが皆様を感動のクルーズへご案内いたします。

船舶メンテナンス、及び毎日の出港前点検・運航では常に細心の注意を払い、お客様が安心・安全なクルーズをお楽しみいただけるよう、安全運航に努めております。

又、軍艦島運航会社とは、各船同士が連絡を密に行い、情報共有を行いながら、日々運航しております。

《 取り組みについて 》

- ・ 運航時の発航前点検の実施
- ・ 当日の船長・スタッフへのアルコール・検温及び体調チェックの実施
- ・ 入出港時、端島到着時などの電話連絡
- ・ 定期的な研修及び夏季、年末年始の安全総点検の実施
- ・ 軍艦島協議会への出席（月 1 回）
- ・ 船舶メンテナンス（不定期）及び年 1 回の船舶ドック
- ・ 乗船する全船員及び従業員の上級救命講習の受講（不定期）

《 救命設備 》

さるくⅡ号	
最大積載人員	100 名
救命胴衣	大人用 / 120 着 小人用 / 10 着
救命浮器	12 名 × 10 個 4 名 × 1 個
救命浮環	2 個

《 無線設備 》

さるくⅡ号 国際 VHF 搭載

《 船舶検査 》

日本小型船舶機構（JCI）による毎年の中間検査と5年に1回の定期検査の実施

小型船舶機構による検査状況

さるくⅡ号

令和5年8月30日 検査済み（長崎支部）

《 損害賠償保険 》

運航期間中、全船「船客傷害賠償責任保険」に加入（旅客一人/1億円）

保険期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（毎年1年契約更新）

所属団体：日本旅客船協会・軍艦島協議会

《 安全管理規定 運航基準 》

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程300mまで発航できるものとする。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
長崎港	7 m / s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下
高島港、端島港、池島港	5 m / s 以上	0.5 m 以上	500 m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	7 m / s 以上	波高	1.5 m 以上
----	------------	----	----------

3 船長は、発航前において、当該発航前に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航港に近接した海域	視程
長崎港	長崎港から端島及び池島に至る海域	500 m 以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切は措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
7 m / s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5 m 以上又はうねり 階級 4 以上	横揺れ 7 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達

するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	7 m / s 以上	波高	1.5 m 以上
----	------------	----	----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	300 m以下
----	---------

5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海 域	視 程
高島、端島、池島	300 m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程200 mまで入港できるものとする。

港 名	気象・海象		
	風 速	波 高	視 程
長崎港	7 m / s 以上	1.0 m以上	300 m以下
高島港、端島港、池港島	5 m / s 以上	0.5 m以上	500 m以下